

出資証券ペーパーレス化(不発行)のご案内

平素より君津信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

従来、組合員の皆様からお預かりした出資金につきましては、出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株式の不発行制度と同様、令和元年5月1日(水)より出資証券をペーパーレス化(不発行)とし、当組合の組合員名簿により電子的に一元管理することにいたしました。

信用組合の出資証券は、受領証等と同様の「証拠証券」にすぎず、出資証券の保有の有無により組合員としての地位や権利が変動するものではありません。また、当組合におきましては、出資金を電子データ等として厳格に管理しており、現在、皆様からお預かりしております出資金はもちろんのこと、出資金を譲渡・脱退された後につきましても電子的管理が可能となっておりますのでご安心ください。

今後、出資金の内容につきましては、毎年6月に開催する当組合通常総代会終了後にお送りする「配当金支払通知書(兼領収書)」にてお知らせさせていただくとともに、組合員の皆様からのご請求時には「残高証明書」(有料)を随時発行させていただきます。

簡単ではございますが、皆様からのご質問にお答えする形でQ&Aを列記いたしましたのでご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取扱店の窓口までお問い合わせください。

Q1) なぜ、出資証券を不発行とするのですか？

A1) 出資証券は、預金の通帳や証書と異なり、日常的に出し入れすることがありません。また、長期にわたって保管しなければならず、出資証券を紛失されている場合には、相続・脱退・名義変更等の際に紛失届等の手続きが必要となり、組合員の皆様にご負担をおかけすることになります。今後、出資証券を不発行とすることにより、その手続きが簡素化され、組合員の皆様のご負担を軽減することができるようになります。

Q2) 手元にある出資証券はどうすればよいのですか？

A2) 現在お持ちの出資証券は、組合員ご加入時に出資金をお預かりした証として発行してまいりました。しかしながら、今回の出資証券のペーパーレス化に伴い、今後、組合員の皆様には出資証券を保管いただく必要はございません。

Q3) 譲渡・脱退などをするとき、出資証券はどうすればよいのですか？

A3) 手続きの際に出資証券を提出していただく必要はございません。本人確認書類と出資届出印鑑をご持参ください。なお、証券をお持ちいただければ、譲渡、相続、名義変更などの手続きを行う際に、当組合にて回収させていただきます。なお、相続の場合は他の書類・実印の押印などが必要となりますので営業店にお問い合わせください。

Q4) 出資証券を紛失した場合はどうすればよいのですか？

A4) 出資証券を紛失された場合でも、届出の必要はございません。また、電子データとして管理しておりますので、出資金残高および組合員としての権利等に何ら変わりはありませんのでご安心ください。